

小学校教員における必要な音楽的能力について

The skills of elementary school teachers needed for music class

秋田 郁^{*1}

Fumi Akita

みやざき美栄^{*2}

Mie Miyazaki

I. はじめに

1872年(明治5)に学制が、1886年(明治19)には文部大臣森有礼により小学校令が公布され、尋常小学校が開設された。「1907年(明治40)の小学校令の改正で尋常小学校の修業年限が六ヶ年になってからは、附則はあるものの、これまでの随意科目から正式な教科目に位置づいた。」¹⁾さらに、1910年(明治43)7月14日には、文部省は初めて尋常小学校用の唱歌教科書『尋常小学読本唱歌』を編集発行した。当時、広島師範学校の渡邊彌蔵は「全生徒にオルガン奏法を徹底させるなど音楽指導者の養成に力を注いだ」²⁾というように、正確な音程と児童の歌唱活動を支える目的のために、オルガンなどの鍵盤楽器が使われ始めていたことが読み取れる。このように、小学校課程における教育の一環として、教師の伴奏に合わせてみんなで歌を歌うという「唱歌」が全国の尋常小学校に於いて広く学ばれるようになっていた。100年余りの時を経て、現在では器楽や音楽づくり、鑑賞などの活動も行われているが、やはり活動の主流となっているのは、児童の歌唱活動であろう。そして、その歌唱活動の支えとなっているのが、教師の弾き伴奏ピアノであることは現在も同じである。

しかし、小学校教員の職務が多様化かつ膨大化している現在、どの教員も同様のピアノの技術を持って音楽科の授業を行うのは困難になっている。そこで、小学校教員が真に身に付けるべき能力について、さらに音楽担当専科教員の存在意義について明らかにし、今

後の小学校に於ける音楽教育に一石を投じることを目的に本研究を開始した。

II. 教員採用試験とピアノ実技試験

高度経済成長期には全国の学校にピアノが普及し、山本(2020)が「幼稚園教諭をはじめ、初等教育に携わるにあたっては、『ピアノの技能は、必要不可欠』という暗黙の前提がある。」³⁾と述べているように、各自治体が行う小学校の教員採用試験にもピアノや電子オルガンで伴奏をしながら弾き歌いするという実技試験が、当たり前のように実施されるようになった。音楽においての実技試験のみならず、小学校教員は全科授業を担当することから、体育実技等の試験も行われるようになった。

しかし、現在教員採用試験の受験者は減少の一途をたどっている。さらに2018年度(平成30)現在の小学校教員の競争率は2.8倍と、ピーク時の2000年(平成12)の12.5倍と比べると随分低くなっている。⁴⁾各自治体の教育委員会では、教員の質を維持するため受験者の一定数確保が喫緊の課題となっている。また教育大学出身者や新卒者でなくても受験しやすくするために、年々受験科目を減らし、代わりに集団面接や模擬授業といったより実践的な試験内容に変更している。

3つの資料より2013年、2016年、2020年実施の教員採用試験における音楽実技の実施状況をまとめた(表1)。2013年から2020年までの間に多くの自治体の教員採用試験で実技試験が実施されなくなったことが見て取れる。

*1 名古屋経済大学人間生活科学部教育保育学科

*2 鈴鹿大学短期大学部こども学専攻

小学校教員における必要な音楽的能力について

表1 「小学校教員採用試験における音楽実技試験の実施状況（2020・2016・2013年実施分）」

都道府県	2021年度（2020年実施）	2017年度（2016年実施）	2014年度（2013年実施）
出典	各教育委員会要項より筆者が編集	深見由紀子 小林田鶴子 坂本暁美 『この1冊でわかるピアノ実技と楽典 増補版』2018 音楽之友社 p.9	共同出版「64都道府県市 教員採用データ」より2014年データベース https://www.kyodo-s.jp/saiyo-data/perfect
北海道・札幌市	ピアノ演奏 小学校歌唱共通教材の中から検査時に示された曲の主旋律に簡単な伴奏を付けて歌いながら演奏する（楽譜の持参可。ただし、著作権を侵害するおそれがあるため、コピーしたものは不可。）。予定通り実施	ピアノ演奏：バイエル72～106番(86,87除く)から1曲選択 弾き歌い：小学校歌唱教材から指定	①ピアノ演奏（バイエルピアノ教則本72～106番(86,87番を除く)から任意の1曲）、 ②ピアノ弾き歌い（小学校歌唱共通教材から1曲）
青森県	小学校学習指導要領で示されている第5学年及び第6学年の共通歌唱教材8曲※1の中から1曲を選択し、電子ピアノ（キーボードタイプ）で主旋律に平易な伴奏をつけて、歌いながら演奏する。 （前奏も行う。なお、楽譜は各自が持参すること。） （コロナのため）小学校の実技試験取りやめ	電動式オルガン弾き歌い：「このほり」「子もり歌」「スキーの歌」「冬げしき」「越天楽今様」「おぼろ月夜」「ふるさと」「われは海の子」から1曲選択 前奏も行う	電動式オルガン弾き歌い（「このほり」「子もり歌」「スキーの歌」「冬げしき」「越天楽今様」「おぼろ月夜」「ふるさと」「われは海の子」から任意の1曲）
岩手県	なし	ピアノ伴奏等：小学校歌唱教材（5・6年）から1曲選択	なし（特別選考枠のみ、ピアノ演奏（小学校第3学年以上の歌唱教材から任意の1曲）
宮城県・仙台市	小学校実技試験廃止	ピアノ伴奏：小学校歌唱教材（3年以上）から1曲選択	ピアノ演奏（小学校第3学年以上の歌唱教材から任意の1曲）
秋田県	小学校学習指導要領で示されている第5学年及び第6学年の共通歌唱教材8曲※1の中から1曲を選択し、電子ピアノ（キーボードタイプ）で主旋律に平易な伴奏をつけて、歌いながら演奏する。 （前奏も行う。なお、楽譜は各自が持参すること。）	ピアノ弾き歌い：小学校歌唱教材から1曲選択 2番まで	ピアノ弾き歌い（小学校の共通歌唱教材から任意の1曲）
山形県	音楽又は英語の中から1つを選択（小学校英語志願者は英語を選択）するものとする。 音楽 小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏。ピアノ演奏の伴奏譜は、特に指定しない。	ピアノ伴奏：小学校歌唱教材（5・6年）から1曲選択 無伴奏歌唱：任意の曲	小学校第5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材から任意の1～2曲を選び、①ピアノ演奏、②歌唱（伴奏なし）
福島県	次の曲を、自分でピアノ伴奏しながら歌う。 小学校学習指導要領第3学年共通教材より「茶つみ」（文部省唱歌） ※ 調性は原調でなくてもよいものとします。 ※ ピアノ伴奏譜は、教科書指導書の伴奏楽譜又は簡易伴奏譜程度のものでし、楽譜は各自用意してください。	ピアノ弾き歌い：「春の小川」	ピアノ弾き歌い（「ふるさと」）
茨城県	なし	ピアノ弾き歌い：小学校歌唱教材（1～6年）から1曲選択	ピアノ弾き歌い（1・6学年の歌唱共通教材から任意の1曲）
栃木県	音楽実技は次の指定曲のうち、はじめに、受験者が選んだ曲を電子オルガンで弾きながら歌う。次に、試験委員が指定した曲を電子オルガンで弾きながら歌う。 指定曲：「かくれんぼ」「ふじ山」「冬げしき」（楽譜は各自持参すること） コロナのため、実技試験中止	電子オルガン弾き歌い：「虫のこえ」「まきぼの朝」「冬げしき」から各自が選んだ1曲と当日指定の1曲	電子オルガン弾き歌い（「かたつむり」「春の小川」「このほり」から任意の1曲と、指定された1曲）
群馬県	なし	音楽実技の有無と内容について事前予告なし	なし
埼玉県	なし	なし	なし
さいたま市	音専特別のみ ア 模擬授業（音楽）イ 模擬授業に係る質問及び専門性に係る質問 ウ 場面指導エ 実技 ①提示された旋律をソプラノリコーダーで演奏する。②任意の楽器又は歌の演奏を行う。 ※ピアノ演奏については、試験会場に用意したピアノを使用すること。③次の楽曲から1曲を選び、ピアノで弾き歌いをする。 ※小学校用教科書に記載されている調で行うこと。 「まきぼの朝」、「もみじ」、「このほり」、「冬げしき」、「おぼろ月夜」、「われは海の子」（歌詞は第3節まで）※	なし	音専特別のみ ①模擬授業：実施7分、②口頭試問、③ソプラノリコーダー演奏、④歌唱（「コンコネ 50番」から8番）、⑤任意の楽器又は歌の演奏、⑥ピアノ弾き歌い（「まきぼの朝」「もみじ」「このほり」「冬げしき」「おぼろ月夜」「われは海の子」から1曲）※
千葉県	なし	なし	なし
東京都	[小中] [中高] [特(小中高)] 音：①ピアノ初見演奏、②声楽初見視唱、③ピアノ弾き歌い（「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」「花の街」「浜辺の歌」から1曲）	なし	[小中] [中高] [特(小中高)] 音：①ピアノ初見演奏、②声楽初見視唱、③ピアノ弾き歌い（「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」「花の街」「浜辺の歌」から1曲）
神奈川県	なし	なし	なし
横浜市	なし	なし	なし
川崎市	なし	なし	情報見つけからず
相模原市	なし	なし	なし
新潟県	なし	歌唱：小学校歌唱教材（4～6年）から当日指定の1曲をCD伴奏で ピアノ伴奏：小学校歌唱教材（4～6年）から1曲選択	ピアノ演奏（第4・5・6学年の歌唱共通教材から任意の1曲）

教育保育研究紀要 第7号 (2021)

新潟市	なし	ピアノ弾き歌い：小学校歌唱教材（4～6年）から1曲選択	ピアノ弾き歌い（小学校学習指導要領に示された第4・5・6学年の歌唱共通教材から任意の1曲）
富山県	なし	体育と音楽のいずれか選択 電子オルガン弾き歌い：「うさぎ」「冬げしき」「春がきた」から指定	体育か音楽を選択 電子オルガン弾き歌い（「茶つみ」「冬げしき」「春がきた」から1曲）
石川県	なし	なし	電子キーボードの弾き歌い（「かくれんぼ」「春の小川」「われは海の子」から任意の1曲）※30秒練習，1番のみ
福井県	なし	キーボード伴奏：「茶つみ」「もみじ」「こいのぼり」「おぼろ月夜」から1曲選択	ピアノ演奏（「虫のこえ」「春の小川」「ふじ山」「まきばの朝」「スキーの歌」「おぼろ月夜」から任意の1曲）
山梨県	検査内容は、「次に示す4曲の中から受検者が1曲を選択し、伴奏を弾きながら1番の歌詞のみを歌う。（弾き歌い）」となります。 ①「茶つみ」（文部省唱歌）：3年共通教材 ②「とんび」葛原しげる作詞 柴田貞作曲：4年共通教材 ③「スキーの歌」（文部省唱歌）：林柳波作詞 橋本國彦作曲：5年共通教材 ④「われは海の子」（文部省唱歌）：6年共通教材 （注意事項） ・当日受検会場で提示される楽譜で演奏する。 ・楽譜は、指導書等に掲載されている一般的な伴奏譜と簡易伴奏譜が用意されているので、どちらを使ってもよい。 ・なお、受検者が練習してきた楽譜が、用意されているものの中に無い場合は持参した伴奏譜での演奏も認める。	新曲視唱：当日提示される、4度までの跳躍を含む順次進行の曲 弾き歌い：「春がきた」「ふじ山」「もみじ」「ふるさと」から1曲選択	①新曲視唱（4分の4拍子で8小節）、②ピアノ弾き歌い（「ふじ山」「われは海の子」「もみじ」「春がきた」から任意の1曲）
長野県	歌唱とピアノ伴奏（今年度より内容削減）	歌唱、ピアノ伴奏、ソプラノリコーダー演奏（詳細は受験者に事前通知）	①ピアノ伴奏（「ふじ山」）、②歌唱（「ふじ山」）、③ソプラノリコーダー演奏（「ゆかいにあるけれど」）
岐阜県	新型コロナウイルス感染症の感染予防のため全ての実技試験実施取りやめ	オルガン弾き歌い：「とんび」1番のみ	電子オルガン弾き歌い（「うみ」）
静岡県	なし	なし	[中・小中] 音：①ピアノ演奏（「ブルクミュラー 25の練習曲 Op.100より No.15『パレード』」「J.S.バッハ 二声部インベンション4番 二短調 BWV775」「M.クレメンティ ソナチネ Op.36 No.3 第3楽章」から1曲）、②ピアノ弾き歌い（「赤とんぼ」「荒城の月」「早春賦」「夏の思い出」「花」「花の街」「浜辺の歌」から1曲）、③任意の旋律楽器演奏（1分30秒～2分）
静岡市	なし	なし	なし
浜松市	なし	なし	なし
愛知県	なし	なし	なし
名古屋市	なし	なし	なし
三重県	新型コロナウイルス感染症の感染予防のため音楽と体育の実技試験実施取りやめ	電子ピアノ弾き歌い：「シャボン玉」を前奏から	電子ピアノ弾き歌い「茶摘み」
滋賀県	次の曲の中から、試験次に示す1曲をソプラノリコーダー（ジャーマン式による連指）で演奏しなさい。 （楽譜を見て演奏してよいが、児童の範奏となるように演奏すること。無伴奏で演奏すること。） 「エーデルワイス」リチャードロジャーズ作曲 「小さな約束」佐井孝彰作曲 「メヌエット」クリエーガー作曲 石桁冬樹編曲	ピアノ演奏：バイエル49,67,100番から1曲選択 無伴奏歌唱：「もみじ」「こいのぼり」「越天楽今様」から当日指定の1曲 ソプラノリコーダー演奏：当日提示	情報が見つからず
京都府	なし	音楽と図工のいずれか選択 ピアノ演奏：バイエル52,73,80,88,100番から1曲選択し、暗譜で演奏 ピアノ弾き歌い：小学校歌唱教材全24曲から各自が選んだ学年の異なる3曲中、当日指定の1曲	音楽か図工を選択 音：①ピアノ演奏（バイエル52, 73, 80, 88, 100番のピアノ練習曲から任意の1曲（暗譜））、②ピアノ弾き歌い（小学校学習指導要領歌唱共通教材から、各自選んだ学年を異にする3曲中から当日指定する1曲）
京都市	なし	なし	なし
大阪府・豊能地区	なし	なし	なし
大阪市	無伴奏歌唱：小学校歌唱教材（4～6年）から1曲選択 器楽演奏：ピアノ、リコーダー、管楽器、その他の楽器より選択。曲目自由	無伴奏歌唱：小学校歌唱教材（4～6年）から1曲選択 器楽演奏：楽器および曲目は自由	①無伴奏による歌唱（小学校の教科書教材から任意の1曲）、②自由演奏（楽器及び曲目は自由、弾き歌いも可）
堺市	小・幼共通採用のみ ピアノ弾き歌い「夕やけこやけ」「森のくまさん」「あわてんぼうのサンタクロース」	ピアノ弾き歌い：「クラリネットをこわしちゃった」「いぬのおまわりさん」「大きな古時計」から1曲選択（幼・小共通）	[小幼] 音：ピアノ弾き歌い（「ドレミの歌」「アイアイ」「おもいでのアラバム」「小さな世界」「パンダうさぎコアラ」から1曲）[中・特（中）、小中]音：①ピアノ弾き歌い（当日指定する曲）、②アルトリコーダー演奏（当日指定する曲）
兵庫県	無伴奏歌唱：「もみじ」、任意の調 器楽演奏：「まきばの朝」（キーボード、鍵盤ハーモニカまたはソプラノリコーダーのいずれかを選択して演奏）	無伴奏歌唱：「もみじ」、任意の調 器楽演奏：「ふじ山」（キーボード、鍵盤ハーモニカまたはソプラノリコーダーのいずれかを選択）	①歌唱（「おぼろ月夜」（無伴奏、任意の調））、②器楽演奏（キーボード・鍵盤ハーモニカ・リコーダーから選択「こいのぼり」）

小学校教員における必要な音楽的能力について

神戸市	なし	なし	なし
奈良県	《歌唱》下記の①～③のうち、当日指示する曲(楽譜は試験場に用意)を無伴奏で歌唱します。 ①「茶つみ」文部省唱歌 ②「さくらさくら」日本古謡 ③「もみじ」高野辰之作詞/岡野貞一作曲文部省唱歌 《器楽演奏》ピアノ、ソプラノリコーダー、鍵盤ハーモニカの中から各自選択し、任意の曲を演奏します。 ※楽譜を持参し、見てもかまいません。 ※ピアノ以外の楽器は各自持参してください。	無伴奏歌唱：「夕やけ小やけ」「さくらさくら」「茶つみ」から当日指定の1曲 器楽演奏：ピアノ、ソプラノリコーダー、鍵盤ハーモニカから選択 任意の曲	①歌唱（「とんび」「もみじ」「われは海の子」から1曲）、②器楽演奏（ピアノ、ソプラノリコーダー、鍵盤ハーモニカから選択し、任意の1曲）
和歌山県	今年度より水泳かオルガンを選択 試験時に、小学校共通教材である「ふじ山」「春の小川」「とんび」「もみじ」「冬げしき」「ふるさと」の中から演奏曲を指示します。	オルガン演奏：「ふじ山」「春の小川」「とんび」「もみじ」「冬げしき」「ふるさと」から当日指定の1曲	音：オルガン演奏（「ふじ山」「虫のこえ」「とんび」「もみじ」「冬げしき」「ふるさと」から1曲）
鳥取県	第二次選考試験において、音楽に関する専門試験（技能・実技試験）のみを実施する。 ○内容 弾き歌い（小学校の歌唱共通教材の中にある、「ふじ山」「ふるさと」の内、どちらか当日指定した曲を前奏を入れ、ピアノ伴奏をつけて弾き歌う（但し、歌はハミングとする）） ○携行品 演奏する楽譜	ピアノ弾き歌い：「ふじ山」「ふるさと」から当日指定の1曲 前奏も行う	音：ピアノ弾き歌い（「春の小川」「もみじ」「ふるさと」から1曲）
高根県	なし	なし	ピアノ弾き歌い（「茶つみ」）
岡山県	なし	ピアノ弾き歌い：「夕やけ小やけ」「ふじ山」「さくらさくら」「とんび」「ふるさと」から当日指定の1曲 移調可	ピアノ弾き歌い（「春がきた」「夕やけ小やけ」「ふじ山」「さくらさくら」「ふるさと」から1曲）
岡山市	「電子オルガンによる弾き歌い」 学習指導要領に示された歌唱共通教材「ふじ山」を、前奏付きで2番まで演奏する。 《当日、楽譜が必要な者は各自持参する。移調も可。》 ※使用する電子オルガンは鍵盤数が61のものを使用する。《 コロナの影響で中止		岡山県・岡山市 共通項目で掲載
広島県・広島市	・オルガン演奏（「バイエルピアノ教則本」の51番から103番までのうち1曲を自らが選択して演奏、楽譜は見てもよい） ・ソプラノリコーダー演奏（当日指示する曲から1曲を自らが選択し演奏） ・歌唱（当日指示する曲から1曲を自らが選択し歌唱）	オルガン演奏：バイエル51～103番から1曲選択 歌唱：「さくらさくら」「スキーの歌」から1曲選択 ソプラノリコーダー演奏：「茶つみ」「ふじ山」から1曲選択	音：①オルガン演奏（「バイエルピアノ教則本」の51～103番から任意の1曲）、②歌唱（「まきばの朝」「われは海の子」から、「茶つみ」「冬げしき」から任意の1曲）、③ソプラノリコーダー演奏（「かたつむり」「うさぎ」から、「夕やけ小やけ」「春がきた」から任意の1曲）
山口県	(1) 次の小学校の共通教材3曲の中から、当日自ら1曲を選択し、簡単なピアノ伴奏をつけての歌唱 ○「ふじ山」文部省唱歌 ○「このぼり」文部省唱歌 ○「われは海の子」文部省唱歌 (2) 次のいずれかによる任意の楽曲の独奏 ○電子ピアノ ○声楽 ○その他の楽器（電子楽器を除く。）	ピアノ弾き歌い：「ふじ山」「とんび」「われは海の子」から1曲選択 器楽演奏：電子ピアノ、声楽、その他の楽器のいずれかを選択 任意の独奏曲	①ピアノ弾き歌い（「春の小川」「とんび」「ふるさと」から任意の1曲）、②任意の楽曲の演奏
徳島県	音楽実技又は体育実技 → 中止 コロナの影響	ピアノ弾き歌い：「さくらさくら」調の指定なし	ピアノ弾き歌い（「ふるさと」）
香川県	なし	ピアノ弾き歌い：「かたつむり」「ふるさと」から1曲選択 移調可	ピアノ弾き歌い（「虫の声」「冬景色」から任意の1曲）
愛媛県	なし	なし	なし
高知県	なし	ピアノ弾き歌い：「茶つみ」「冬げしき」から当日指定の1曲	ピアノ弾き歌い（「とんび」「われは海の子」から1曲）
福岡県	小学校教員の音楽実技については、小学校第4学年から第6学年までの歌唱共通教材の中から事前に指定する3曲のうち1曲を受験者が選択し、演奏しながら歌唱することとします。《楽譜は各自持参すること。》 小学校教員の実技試験については、英会話実技のみとし、音楽実技、体育実技及び水泳実技は実施しない。 コロナの影響	弾き歌い：小学校歌唱教材（4～6年）のうち事前に指定される3曲から1曲選択	オルガン弾き歌い（「まきばの朝」「このぼり」「ふるさと」から任意の1曲）
福岡市	「われは海の子」（文部省唱歌）をピアノ伴奏しながら歌唱	ピアノ弾き歌い：「おほろ月夜」	ピアノ弾き歌い（「おほろ月夜」5分（練習及び評定時間を含む））
北九州市	小学校第5学年及び第6学年の歌唱共通教材の中から自由に選択した1曲をピアノ伴奏しながら歌唱。	ピアノ弾き歌い：小学校歌唱教材（5・6年）から当日指定の1曲	ピアノ弾き歌い（第5学年及び第6学年の歌唱共通教材から当日指定する曲）
佐賀県	なし	ピアノ弾き歌い：「ふるさと」「冬げしき」「春の小川」から当日指定の1曲	ピアノ弾き歌い（「ふるさと」「ふじ山」「おほろ月夜」から1曲）
長崎県	なし 小学校教諭と養護教諭の実技適性試験を廃止します。	歌唱：小学校歌唱教材（4～6年）から当日指定の1曲 オルガン伴奏：「おほろ月夜」「まきばの朝」「茶つみ」から当日指定の1曲	①歌詞唱（小学校第4～6年生の共通教材から1曲、今年は「冬景色」をアカペラで歌唱）、②オルガン伴奏（「とんび」「まきばの朝」「茶つみ」から1曲、今年は「とんび」）

熊本県	なし	伴奏：「虫のこえ」「茶つみ」「ふるさと」から当日指定の1曲	情報なし
熊本市	なし	ピアノ伴奏：「われは海の子」	情報なし
大分県	なし 「小学校実技試験」の変更 音楽・体育を廃止し、英語のみ実施します。	ピアノ弾き歌い：小学校歌唱教材(3～6年)から1曲選択 1番のみ 前奏および後奏を入れる	ピアノ弾き歌い(第3学年～第6学年の歌唱共通教材から任意の1曲)
宮崎県	なし 小学校教諭等における第一次選考試験での水泳実技試験及び第二次選考試験における体育実技試験、音楽実技試験を廃止します。	ピアノ弾き歌い：「茶つみ」「もみじ」「ふるさと」から当日指定の1曲	ピアノ又はオルガン弾き歌い(「茶つみ」「まみばの朝」「ふるさと」から1曲2分)
鹿児島県	なし	なし	なし
沖縄県	要項に記載なし。1次試験通過者に詳細通知。模擬授業と実技試験が行われるとの記載あり。	電動式オルガン弾き歌い：「もみじ」「こいのぼり」から1曲選択 移調可 既成の楽譜、自主編曲、コードを利用した簡易伴奏も可 ソプラノリコーダー演奏：「とんび」の旋律	①電動式オルガン弾き歌い(「春の小川」「越天楽今様」から任意の1曲)、②ソプラノリコーダー演奏(「まきばの朝」)

※小学校音楽専科特別選考 [小] 志願者で主に音楽の授業を行う教員を希望する者で [小] と [中] の音楽の免許状所有者は、1次の教職・一般・専門に代えて論文を実施し、2次の実技は教科等に関する実技を実施。(さいたま市)

北海道・東北地方、近畿地方、中国地方では現在も小学校教員の採用試験において、ピアノ実技や音楽実技試験を高い確率で実施しているようであるが、今年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、20の自治体でしか音楽の実技試験が実施されなかった。来年度以降も感染症の流行状況によっては、各種実技試験を実施しない可能性も否定できない。また、このまま全国的に実施しなくなることもありうると思う。それは、「ピアノの技能が、1.『教育指導要領』⁵⁾にも『教育指導要領』⁶⁾にも明確な必須要件として書かれていないわけではない、2.今まさに大きく変化しようとする初等教育の教育現場で必要とされる人材の必須要件の上位に必ずしも位置づけられない」⁷⁾(山本2020)からである。

特筆すべきは、さいたま市と東京都での音楽専科教員の採用についてである。担任教員に代わり、専門的な音楽授業を展開することができる音楽専科教員は、現在の小学校現場で益々必要とされている。日本の小学校音楽科教育では、児童が音楽の専門知識や演奏技能を身に付けることを目指してはいない。しかし、児童が主体的に音楽活動に取り組むために、指導する教員にはより専門的な知識や、演奏技能が必須となる。それは、「音楽を形づくっている要素」を瞬時に理解して児童の演奏に活かすアドバイスをしたり、鑑賞時にどうしてこの音楽を聴くとこんな感情がわいてくるかなどを音楽的な知識の裏付けをもって説明したりすることができるからである。

Ⅲ. 音楽専科教員の存在意義

図1は、2019年に三重県内公立小学校教員対象に郵送調査法にて実施した結果の一部である(みやざき2020)⁸⁾。1年=1年生担任、3年=3年生担任、専科=音楽担当専科教員を示す。1年生担任128名、3

年生担任113名、音楽担当専科教員121名、複数回答可とし、該当がない場合は無記入とした。

『日本の歌』と『わらべ歌』以外は、専科教員が受け持つ児童が、担任教員が受け持つ児童より各ジャンルで、より興味を示す結果が出た。⁹⁾ また、「世界の音楽」「クラシック」「ポップス」においては特に有意差が認められる。みやざき(2020)は、「音楽科は専門的知識と技術が必要とされる教科である」¹⁰⁾と述べた。

その一つ目が、楽器の演奏技術である。例えば、ピアノを弾ける教員が、ピアノを用いて授業をするのは一般的である。本稿Ⅱ(表1)でも示された通り、これまで教員採用試験において多くの自治体がピアノ実技を課題としてきたのは、ピアノが音楽科授業においてその技術が有効であるためであろう。近年ICT技術の進化によって、教育方法も進化しつつあるが、歌唱や鑑賞においてICT技術では対応出来ない部分があり、その対応できない部分に音楽の本質が含まれる。小学校学習指導要領(平成29年告示)で、教科が育成を目指す資質・能力に示されている「曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解する」ことは、予め準備された音楽や抜粋されたフレーズを再生する指導は、勘の良い児童には伝わるだろうが、全ての児童に理解させるには不十分である。音域・強弱・和声をすべて表現できる特性を持つピアノ技術を有していれば、前後の流れや他声部の関わりを、臨機応変に抜粋または細分化して説明しながら、ポイントとなる構造を、児童により分かりやすく伝えることができる。専科教員が児童の興味を示すジャンルを多く認められたのは、現場に応じた適切な指導により児童が興味を示すことに繋がっているのではないか。また、平成29年告示の学習指導要領に示されている「音楽活動の楽しさを体験する」ためには歌唱活動が欠かせないが、

Q. 児童が興味を示すジャンルを全て選択してください。

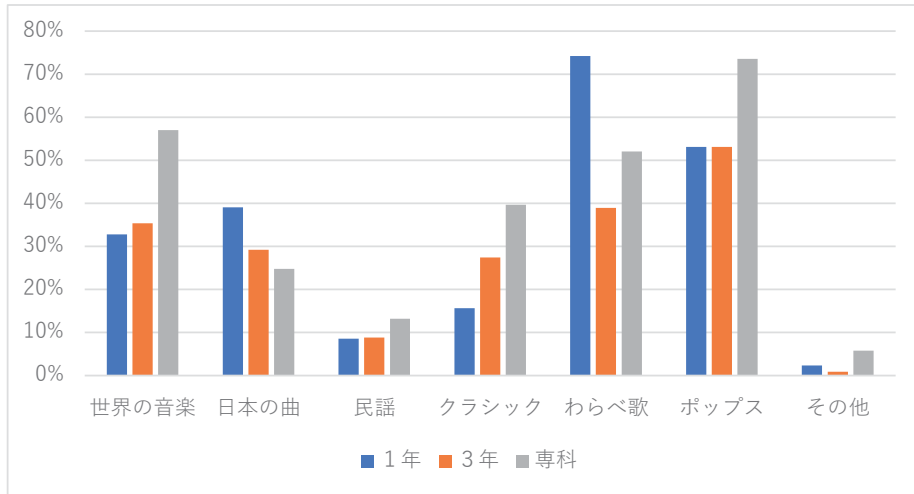


図1 授業担当による児童が興味を示すジャンル¹¹⁾

音源に合わせて歌うのみではあまりにも変化が乏しく、本当の楽しさを実感するには至らないであろう。ピアノを使用することにより、日々変化する児童の気持ちや学習レベルに寄り添った表現やテンポ設定、個人または集団に対して臨機応変に強弱の変化を楽しむ、リズムの変化を楽しむなど、有効な練習方法を取り入れ、そのような練習を時間のロスなく授業を展開できる。児童の歌唱指導は心をつかみ続ける必要があり、機材を扱う場合には少なからず再生の準備に時間を要し、児童の興味がそれてしまう可能性を否認しない。現場では、今、ここにいるメンバーのその日の空気感、そして今の気持ちを皆の息を合わせて表現活動を実施し、それを感じる事が音楽の醍醐味である。児童は音楽活動の楽しさを味わうことに繋がり、何より人間的な音楽の見方・考え方を働かせることができるであろう。それを可能にできるのが、ピアノの演奏技術である。

二つ目がソルフェージュ能力であるが、「曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解する」には、前述した様にピアノで表現する際に、その能力が必要となる。具体的に、鑑賞曲の抜粋や細分化の作業は、音楽的構造を把握したうえで、説明に必要なフレーズや音を選択して音を抜き出す能力とそれを再現する能力である。また、「音楽を味わって聴くこと」についても、上記の能力を有することにより、児童に幅広いヒントを提示することが出来る。児童個々の感性に寄り添いつつ、楽曲の持ち味を伝えることにより、児童がそれ

それに味わう幅を広げられるため、興味に繋がる。歌唱についても同様で、前述した様にピアノを用いて指導するには、音程や和声の違いを具体的に聴きとる能力やアレンジする能力が必要であろう。

音楽専門の専科教員であれば、このようなソルフェージュ能力を持ち合わせており、音楽の構造に気付き、ピアノの特性を有効利用して児童により良く伝えられていることができる。結果として、児童の興味を引き出すことに繋がるのである。図1の調査では、専科教員が、音楽専門の専科教員とは限らないが、他の教員よりポイントが高いジャンルが多かったのは、音楽を得意とする教員の割合が多いこと、またピアノが専門でなくても最低限の演奏技術を有していたり、他の担任教員より教材研究が深く行われていたりすることが考えられる。教員の専門的知識と技術が、ある程度指導力にも繋がり、児童の音楽への興味に良い影響を与えている。

IV. アンケート結果と分析

1. 調査方法

本調査は、A大学「教科教育法（音楽）」受講者に2020年10月 google form での回答にて実施した。また、調査に際し、調査結果については研究目的以外には使用しないこと、匿名化し個人が特定される恐れはないこと、成績には影響しないこと等の、倫理的配慮を行った。

2. 対象者は大学で小学校教諭免許状の取得を目指し

ている15人である。

3. 調査項目と結果

- Q1. 小学校教諭が全科の授業を担当することについて、どう思いますか？(記述式)(表2)
- Q2. 小学校教諭になるにあたり、ピアノ演奏の技術は必要だと思いますか？(選択式)(図2)
- Q3. 上記の質問(小学校教諭になるにあたり、ピアノ演奏の技術は必要かどうか)について、何故そう思いますか？(記述式)(表3)
- Q4. 小学校で音楽専科の教員が授業を受け持つのは何年生からが最適だと思いますか？(選択式)(図3)

- Q5. 上記の質問(小学校で音楽専科の教員が授業を受け持つのは何年生からが最適だと思いますか?)について、なぜそう思いますか？(記述式)(表4)
- Q6. あなたはピアノの演奏が得意ですか？(選択式)(図4)

4. 考察

音楽専科教員の存在については肯定的な意見がほとんどであった。しかし、児童の特定科目だけ評価するのではなく、一人の児童の人間性を育てるためには全科を担当する教育方法が適切であるというような意見も散見された(表2)。ピアノの技術に関しては6割

表2 小学校教諭が全科の授業を担当することについて

	回答(原文ママ)
賛成	<ul style="list-style-type: none"> • 子供たちの得意なこと、苦手なことを全教科を受け持つことで理解してそれにあった指導ができるという点で良い方向にも働くのではないかと考えています。 • 小学校は人格形成の場であって、教えるを児童の頭に叩き込むことが第1でないとと思うので、同じ担任が全科を教えるべきだと考える。なぜなら教師は児童と同じ時間を1年かけて共に過ごすことで信頼や児童のいつもと変わった様子が見られるようになるが、教科担任制にすることで普段の様子が見て取れなくなる。現在、5.6年生が教科担任制になる議論が行われているが、それは中学に入ってからでも全く遅くないと考えているため、私は反対の立場である。 • 自分が苦手なものも教えるにはいけないため、各教科ごとどのように授業をするべきか考えることが大変だと思う。しかし、苦手なものを教える際に苦手な子どもの気持ちになりどのように説明するべきか考えることができるのはいい点だと考える。
反対	<ul style="list-style-type: none"> • 技術が必要な音楽や体育などは専科の先生が行ってもいいと思う。 • やることが多いので難しいことだと思う。 • 大変だと思う。科目ごとに分かれたほうがいいと思いました。 • 各教科で別けた方がより内容を深く知ることができるのではないかと思います。 • 英語は外部の講師などネイティブの人が授業をする、音楽は専門的な教科であるため音楽だけの先生な授業をするのが良いと思う。 • 低学年は良いが、4年生以降はそれぞれは担当の先生がいた方がいいと思いました。 • 負担が大きすぎる。
中立	<ul style="list-style-type: none"> • 児童と常に関わるため児童の変化や問題等に気づきやすいが、担任に対し負担が多い面があるためデメリットがあると思う。 • 全教科を担当するのは大変なことです。現役での先生方がそれを行っているの、継続力、忍耐力があり、尊敬に値するものだと思います。 • 幅広い知識が必要になるので大変だと思うが、そういう所が子どもたちにとって尊敬できる大人になれると思うので頑張ろうと思う。 • いいと思いますが、教師の負担になるので何とも言えません。いい点は科目担当で別れないので同じ先生がやるのでその子なりの学習進捗などわかるのでいいなと思います。悪い点は教師の負担が多いところです。

小学校教諭になるにあたり、ピアノ演奏の技術は必要だと思いますか？N=15

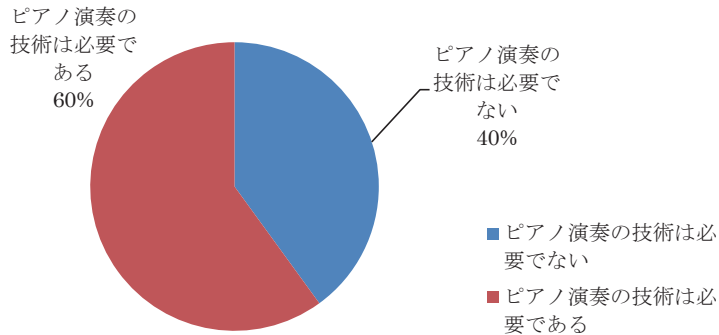


図2 小学校教諭にピアノ演奏の技術は必要か

表3 小学校教諭にピアノの技術は必要か

回答（原文ママ）	
必要である	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業を行うので、ある程度は必要。 ・ 自分が小学生のときにピアノ演奏ができる先生の方がわかりやすかったから。 ・ それぞれの学校において音楽を担当する所、担当しない所があると思います。状況に応じて必要になることは必ずあると思います。 ・ CD とかだと機械的というか、合唱などの時にピアノを弾くからこそ温かみが出ると思うから。 ・ ピアノが弾ければ指導の幅が広がると思いました。 ・ 音楽の授業でピアノを弾く時があると思うから
必要でない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今ではデジタル化が進み、見たい動画がすぐに出てくるようになった。また、スピーカーの能力も上がりよりクリアな音質になっている。そのため、生に近い音を機械が出すようになり、使うことが出来るのに使わないのはもったいないと思う。また、オルガンでも録音することができるものもあり、ピアノが引ける先生に録音してもらえばより生に近い音を出すことができるため、ピアノの技術がなくても機械や周りの協力が伴えばそれをカバーできると考える。 ・ 他のことに手一杯になると思う。最近では、障がい児の関わりも多いと思うため手が回らないと思う。 ・ 私の小学校の頃の先生はCDを使って音楽の授業を行っていたので、必ずしも必要だとは思えないから。 ・ CDで授業をすることが可能であるから。 ・ CD等で流すことができるから、弾けないなら弾けないでいいと思います。 ・ 小学生の場合、弾ける子どももいたりCD等を使って授業を行うことができるため。 ・ CDや演奏をできる児童がいれば必要ないのかなと思います。 ・ 音楽の先生になるには必要だと思うが、小学校教諭にはピアノ演奏の技術は専門的であり必要な技能ではないと思うから。 ・ 今はCDデッキなどに頼っていると思うし、鑑賞ではデッキで聞くことが多いので要らないと思います。ですが、音楽担当の先生に関してはいるのかなと思います。

小学校で音楽専科の教員が授業を受け持つのは何年生からが最適だと思いますか？N=15

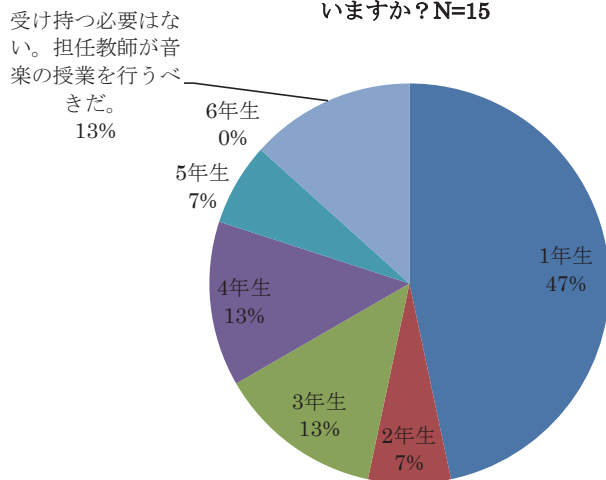


図3 小学校で音楽専科の教員が授業を受け持つのは何年生からが最適か

表4 小学校で音楽専科の教員が授業を受け持つのは何年生からが最適か

	回答 (原文ママ)
1年生	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校入学して将来の土台になるため。 ・早くからやっておくと基礎がしっかりつき、技術や知識、児童の音楽への関心の向上につながると思う。 ・専門的な知識を持っている教員が1年生から教えることにより、よりよい音楽の学習につながるから。また、音楽に関する予備知識も豊富であるため音楽に対しての知識・技能が深まるため。 ・低学年はまずは音楽を楽しむことを授業にするのが良いと思うが、やはり音楽という教科は他の教科に比べ専門的な知識・技能が必要になると思うので最初から音楽専科の教員が授業を受け持つのが良い。 ・子どもの成長過程において1年生から行うことで、それぞれの成長を把握することができ、これからの指導がわかりやすくなると思います。 ・1年生のうちから音楽が楽しいと思えることが大切だと思うから
2年生	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が2年生から音楽専科の教員から授業を受けたため。
3年生	<ul style="list-style-type: none"> ・リコーダーなど専門的な楽器が入ってくると思うし、鑑賞曲が増えてくると思うので3年生からが最適なのかなと思います。 ・低学年は楽しく音楽に触れあうことを大切に、徐々に音符など専門的なことを行えばいいと考えるため。
4年生	<ul style="list-style-type: none"> ・5年生から卒業生を送る会や卒業式など歌を歌う機会がぐっと上がると思うので技術的な面を磨くために4年生位からが最適だと思います。 ・私の住んでいた地域では地域の合唱コンクールには4年生が出場していて、本格的に合唱を学ぶのが4年生なので声の出し方をしっかりと初めから教えることが大切だと思うから。

5年生	・より専門性の高い指導が必要だと思うから。
6年生	該当なし
その他	<p>【担任が教えるべきである】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先でも述べたように、児童の微細な感情を感じ取れるのは担任であると考えているからである。もちろん音楽の専門性のある先生が教えた方が、より児童には理解しやすくメリットとなる点も多くなるかもしれない。しかし、児童の感情や情緒を豊かにし、表現させ、深めることは担任でもできる。なぜなら現時点で音楽や図画工作、教科教育法などの授業を取っているからである。などのまた、専門性のある先生がいるのならばどうして今、音楽の授業をする必要があるのか疑問に残る。 小学校の教員は全科目担当するなら音楽専科の教員が担当するのはどうかと思います、担任教師がしてもいいと思いました。音楽専科の教員を付けるならほかの科目の担当教員をわけてもいいと思う。

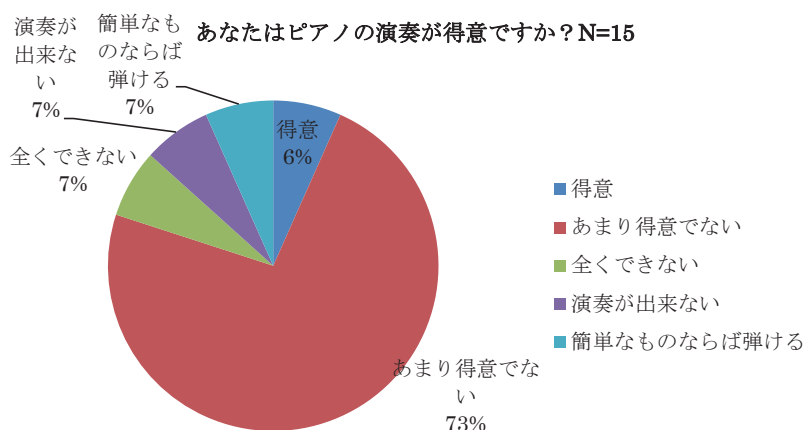


図4 ピアノの演奏が得意か

の学生が必要でないと答えている（図2）。また、必要・不必要それぞれの意見に自身の経験が大きく影響していることが見て取れる。自身が小学生の時にピアノを弾いてくれた先生がいて、わかりやすかったという意見、それに対しCDの伴奏を用いていた先生に受け持ってもらったが、支障はなかったという意見、どちらも学生の教師観、音楽教育観に大きな影響を与えていることは見過ごすことはできない（表3）。音楽専科の教員が授業を行うなら、何年生からが最適かという質問には、低学年（1・2年生）からと答えた割合が54%と半数以上を占めた（図3）。その理由として、児童の音楽への関心の向上につながるという意見があった（表4）。ピアノの演奏が得意かという問い

には73%もの学生があまり得意でないと答えている。中には全くできない、演奏ができない、という回答も1件ずつある（図4）。バブル期から20年前くらいまでは、幼児教育や初等教育機関で教員をするなら、ピアノの技術は必要であるという認識が浸透しており、小学校時代の早い段階、または教育系大学を志す高校時代にピアノの学習を始めることが多かったが、現在は大学の授業で初めて五線譜の読み方、鍵盤の位置を学ぶ学生が激増している。しかも、ピアノのレッスンが学生の間で2年ないし4年間、継続してあるわけではなく、半期しか学べないカリキュラムになっていることも多いだろう。このような音楽技能の習得状態では、小学校での音楽科の授業時に児童の歌に合わせて

ピアノ伴奏を弾くというのは、非常に厳しい。

V. ピアノ以外の歌唱の伴奏

現在、国家資格試験である保育士試験では音楽実技試験が課され¹²⁾、弾き歌いを行うのだが、ピアノの他に、アコーディオンやギターの伴奏でもよいとされている¹³⁾。それは、「子どもたちの顔や様子を観察しながら、共に歌える伴奏楽器」として最適なのが、ピアノ・アコーディオン・ギターだからであろう。コードネームによる伴奏などを覚えてしまえば、手元を見ずに、子どもの様子を見ながら演奏することができるということが理由の一つとして考えられる。なかでも、アコーディオン・ギターの利点は、持ち運びのしやすさにある。アコーディオン・ギターなら、楽器を持ち運びした先でどこでも児童の歌や楽器に合わせて伴奏をすることができる。教室や音楽室に留まる必要がないのだ。

また、海外の初等教育機関では鍵盤楽器による伴奏よりもギターによる伴奏の方が一般的であり、場合によっては伴奏楽器を使わずにアカペラで口伝のように児童に歌を伝えているようである¹⁴⁾。日本の小学校における音楽教育でも、ギターやアコーディオンによる教師の伴奏が広くなされるとよい。

VI. まとめ

前章で述べたように、小学校教員採用試験や授業の場での伴奏楽器にギターが選べるようになれば、教員の授業の技術の幅も広がるだろう。しかし、「音楽を形づくっている要素」や「曲想と音楽の構造などとの関わり」についての知識がなければ、伴奏に合わせて聞き覚えの歌を歌うだけの授業になって、音楽の構造と表現が結びつかない可能性がある。

また、読譜については小学校の音楽教育で誰もが学ぶべきことであり、学習指導要領¹⁵⁾にも明記されている。読譜力は音楽を演奏するだけでなく、グラフを読み取ったり、ものごとの関係性を推察したりする力にもつながる。

ピアノや他の伴奏楽器の演奏だけでなく、「音楽を形づくっている要素」や「曲想と音楽の構造などとの関わり」や、「音楽と生活との関わり」について理解し、児童に伝えることも大切なのではないだろうか。そのためには、小学校教員養成機関では理論も含めて音楽を深く理解するような講義構成が必要である。また、現職の教員も必要だと感じたならばいつでも学べる環境を整えることも大切だろう。そのことは、回り道の

ようで結局は生涯にわたり音楽を愛好する人間を育成することにつながるといえよう。

教師は幅広い知識と教養を持ち、未知の世界にも知的好奇心を持って学びを広げられる人間であるべきであると考えられる。楽器の演奏が苦手だから楽器の伴奏を用いて授業を行わないということではなく、ピアノに限らず子どもたちと音楽を奏でることができる楽器に触れ、道具として使いこなせるまでの技術を磨く努力が出来ることが理想ではある。

しかし、どの自治体でも教員志望者数も減り、多様な方法で採用をしている今、ピアノの弾き歌い実技試験が採用試験からなくなっているのが現状である。こうした時代の流れには抗うことは出来ない。であるならば、音楽専科の教員を増やすことにより、担任負担も減らし、児童がより深く音楽を学べる機会を確保することが大切である。

註および引用文献

- 1) 権藤敦子『高野辰之と唱歌の時代－日本の音楽文化と教育の接点を求めて－』東京堂出版、2015年、p. 16
- 2) 太田司朗「渡邊彌蔵」、中国新聞社編『広島県大百科事典』下巻、広島：中国新聞社、1982年、p.766
- 3) 山本美紀「初等教育教員養成課程における器楽技能をめぐる一考察－学生のピアノ実技に関する『困りごと』意識と実態－』『奈良学園大学紀要』第12巻、2020年、p.135
- 4) 「令和元年度公立学校教員採用選考試験の実施状況について」、文部科学省（令和元年12月23日）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/senkou/1416039_00001.html
- 5) 各自自治体の教育要覧のどこか。
- 6) 「幼稚園教育要領」のどこか。
- 7) 山本、前掲書、p.136
- 8) みやざき美栄「音楽科授業に対する児童の意欲について－学習指導要領を元としたアンケート調査から－』『鈴鹿大学・鈴鹿短期大学部教職研究』第1巻、2020年、p.78
- 9) みやざき、同書、p.78
- 10) みやざき、同書、p.82
- 11) みやざき、同書、p.78
- 12) 2020年度の保育士試験ではコロナ感染拡大対策のため、音楽実技試験は実施されなかった。今年度限りの措置である。

- 13) 全国保育士養成協議会発行の令和元年保育士試験
実技試験概要より
『どんぐりころころ』『バスごっこ』の2曲をピアノ、
ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。
- 14) <http://www.franceplusplus.com/edu/ecole/2013/music/> 「フランスのある小学校の音楽の授業」(2020年12月8日閲覧)
<http://www.franceplusplus.com/edu/ecole/2013/music/> 「オーストラリアの音楽教育-授業で楽器を教えないのはなぜ?-」より「先生はピアノを弾かない？」(2020年12月8日閲覧)
- 15) 平成29年告示の「学習指導要領」には、低学年では「リズム譜などを見たりして演奏する技能」、中学年および高学年では、「楽譜を見たりして歌う技能」や「楽譜を演奏したりする技能」を身に付けることと記されている。